

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年10月14日 14時25分ごろ
発生場所	滋賀県草津市北山田漁港北西方沖（琵琶湖南部） 唐崎三等三角点から真方位100° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯35° 02.6′ 東経135° 54.2′）
事故の概要	プレジャーボート雄琴港27号は、北進中、また、プレジャーボートHASEは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年10月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 雄琴港27号、0.5トン 253-34338 滋賀、個人所有 B プレジャーボート HASE、5トン未満（長さ3.06m） 240-46225 愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型（1M限定）・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	A なし B 軽傷 2人（船長B及び同乗者）
損傷	A 船 左舷船首部外板に擦過傷 B 船 船尾部外板に凹損、船外機に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 水象：湖面 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、琵琶湖南端部の近江大橋付近の釣り場を発進し、滋賀県大津市所在の定係棧橋に向けて帰途につき、船長Aが右舷船尾部に腰を掛けて船外機を操作し、約25km/hの対地速力で航行していた。 船長Aは、船首の浮上に加えて中央部に置いた椅子に腰を掛けていた同乗者の身体で遮られて船首方に死角が生じた状態で、船首を左右に振るなどして死角を補いながら航行した。 A 船は、北山田漁港北西方沖を北進中、船長Aが、左舷船首方にB船及びB船の手前でA船の前路を右方に横切る他船を認め、左転して他船の船尾方を通過した後、元の針路に戻したところ、船首方の死角に入ったB船の存在を失念し、A船の船首部がB船の船尾部と衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、北山田漁港北西方沖の釣り場で船外機を停止して船首を北方に向け、漂泊して釣りをしていた。

	<p>B船は、船長Bが、A船の機関音を聞いた同乗者から指摘を受けて船尾方約40mに迫ったA船を認め、B船の存在を知らせようと叫んで両手を振ったものの、A船と衝突した。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、北山田漁港北西方沖を北進中、船長Aが、A船の前路を横切る他船を回避することに注意を向け、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、船首方の死角に入ったB船の存在を失念し、前路で漂泊中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北山田漁港北西方沖で漂泊中、船長Bが、釣りを行うことに意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、北山田漁港北西方沖において、A船が北進中、B船が漂泊中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船首方に死角を生じた状態で航行する場合は、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを適切に行い、他船を認めた際は、他船と衝突のおそれがないことを判断できるまで、他船に対する見張りを継続して行うこと。</li> <li>・ 漂泊中は、定期的に周囲を確認し、接近する他船の早期発見に努めるとともに、他船と衝突のおそれがある場合には、余裕のある時機に船外機を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>